

福島市女性活躍推進事業業務委託仕様書

1 件 名 福島市女性活躍推進事業業務委託

2 委託場所 福島市の指定するところ

3 委託期間 契約日～令和7年3月31日(月)

4 委託業務の目的

働きたい気持ちを持っているものの、子育て等によるブランクにより就職や職場復帰に不安を抱える女性や仕事と育児との両立を目指す女性等を対象としたセミナーを実施することにより、就職や再就職、在宅ワーク等多様な働き方への支援を図る。

5 委託業務の内容

女性を対象とした就労支援の実習プログラムを実施すること。継続性を持たせた内容とし、開催回数や1回あたりの開催時間については、業務の目的や集客面を考慮して設定すること。なお、実施にあたっては発注者と協議すること。

(1)実習プログラム

フレックス勤務やリモートワーク、在宅ワーク等に役立つ知識・スキルを習得するために効果的な講座を複数回実施する。習得した知識・スキルを使用した課題を設定し取り組む内容とし、柔軟で多様な働き方での就労への支援を図る。

(2)その他共通事項

受注者は、下記の事項に留意し、各事業の実施に必要な事前準備及び当日の進行管理を行うこと。

- ① 集客面や事業スケジュールを考慮し最適な時期及び開催方法での実施とし、参加対象者が参加しやすい環境を整えること。
- ② 対面開催の場合は、参加対象者が参加しやすい会場を受託者の責任と負担において確保すること。
- ③ 会場の設営、受付、進行、使用物品の調達・負担など開催に必要な業務を行うこと。
- ④ 各事業の申し込み受付を行い、定期的に申し込み状況を発注者に報告するほか、参加者との連絡調整を行うこと。
- ⑤ 受講料は無料とする。
- ⑥ 参加者確保のため有効な広報を実施する。
- ⑦ 事業目的達成のための適切な目標値を設定する。
- ⑧ 講師等に対して、講座等の依頼、事前調整、謝金の支払いを行う。
- ⑨ 講師及び参加者の了解を得たうえで各セミナーの様子を記録(撮影等)する。
- ⑩ 参加者へアンケート(満足度や意識の変化)を実施し、集計結果をまとめる。

6 著作権

本業務で作成した全ての成果物に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)は、本市に帰属する。

特記事項

(1)受注者は発注者に対し、本著作物に関するすべての著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む)を譲渡する。

(2)受注者は、本著作物について、発注者および発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

7 業務実施体制

受注者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整える。

受注者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、市との協議や打ち合わせ等に出席させる。

受注者は、各事業実施における主たる責任者を定め、市担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行う。

8 提出書類

(1)実施報告書

事業終了後、開催日時、内容、参加人数、アンケート結果等を発注者へ報告する。

(2)各事業の記録写真

(3)委託業務完了通知書

(4)業務完了報告書

事業全体について取りまとめたもの。不備・不足がある場合は、修正・追記に応じること。今後の改善提案についても記載すること。

9 守秘義務

業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。委託者が提供した資料及び情報を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。

特に、個人情報に関しては、収集を行う際は、当該業務の目的を達成するための必要な範囲内で適法かつ適正な方法により行い、業務により知り得た個人情報については、漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。